

# 中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内



令和8年4月13日

中四国ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

## 【中四国ブロック取決事項】

### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	手術日と同日の運動器リハビリテーション料の算定は、リハビリテーションとして治療性が確認できる場合には、原則、認められる。	手術日と同日の運動器リハビリテーション料の算定は、早期リハビリテーションの有用性を考慮し、リハビリテーションとして治療性が確認できる場合には、原則、認められる。 ただし、慣行的、画一的に認めるものではない。	適用診療月 令和8年7月1日
2	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(FD)と塞栓用コイルの併用については、症状詳記等で併用の必要性を確認できる場合には認められる。	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(FD)と塞栓用コイルの併用は、大・巨大脳動脈瘤の治療成績を改善し有意に向上させるため、症状詳記等で併用が必要な症例と確認できる場合は認められる。	適用診療月 令和8年7月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)